

西宮市工場立地法地域準則条例（案）制定の概要について

西宮市では、西宮浜産業団地地区において、限られた産業用地を有効に活用するため、一定規模以上の工場（以下、特定工場）の緑地面積率等を緩和することを検討しています。つきましては、市民の皆様にご意見を募集しますので、よろしくお願いいたします。

●工場立地法について

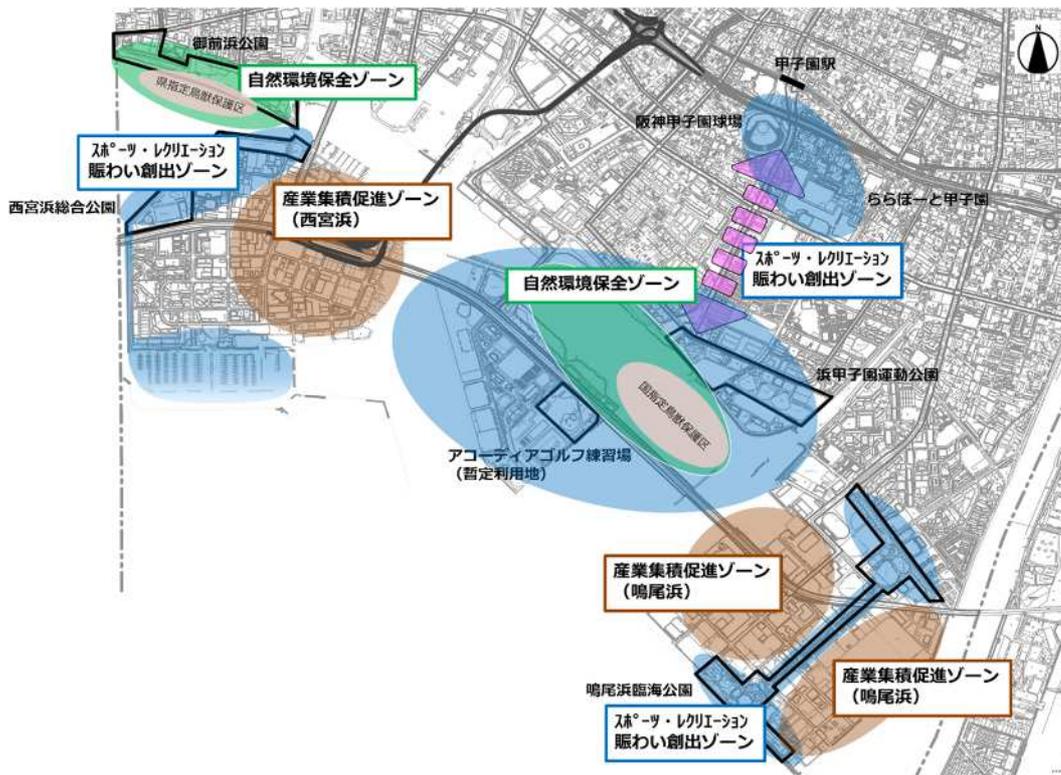
工場立地法では、国の準則により、工場の敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合を定めており、特定工場を設置する事業者に対して、これらを守るよう義務づけていますが、市が独自に緑地面積率等の準則を条例で定めることが可能となっています。

●条例制定の趣旨

工場立地法における緑地面積の確保は、工場周辺も含む地域の環境の保全を図る目的で定められているものの、企業の負担は大きく、特に既存工場においては、工場の建て替えや市内移転など新たな設備投資の阻害要因となっています。緑地面積率等を緩和することにより、既存工場の増改築、設備更新、新規の企業立地を促進するとともに、工場の市外転出を防止し、市内の産業振興と安定した雇用の維持・創出を図りたいと考えております。

●対象地域

市では、令和5年に「臨海部の土地利活用構想の基本方針」を策定し、市内において貴重な産業用地が一団の区域として集積している臨海部において、限られた産業用地を有効に活用することが求められていることから、緑地面積率等を緩和する区域は、「産業集積促進ゾーン」としたエリアのうち、西宮浜産業団地地区（西宮浜1丁目から4丁目のうち、特別用途地区に指定されている臨海産業地区）とします。



●西宮市工場立地法地域準則条例（案）の概要

西宮浜産業団地の区域について、以下のとおり緑地面積率等を緩和します。

区域	改定後		
	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
西宮浜産業団地地区 (西宮浜1丁目から4丁目のうち、特別用途地区に指定されている臨海産業地区)	10%以上	15%以上	50%以下



改定前		
緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
20%以上	25%以上	25%以下

西宮浜産業団地地区：

